The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	＜書評＞Lucy Riall, Risorgimento : The History of Italy from Napoleon to Nation State / J. Blok, Citizenship in Classical Athens / 栗原久定著　『ドイツ植民地研究　西南アフリカ・トーゴ・カメルーン・東アフリカ・太平洋・膠州湾』 / David A. Wilson (ed.), Irish Nationalism in Canada / Michelle Alexander, The New Jim Crow : Mass Incarceration in the Age of Colorblindness
Author(s)	金田, 彩; 藤﨑, 香奈子; 松本, 捷 他
Citation	パブリック・ヒストリー. 2022, 19, p. 55-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87101
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

Lucy Riall

Risorgimento

The History of Italy from Napoleon to Nation State

London, Palgrave Macmillan, 2009, 190pp.,
ISBN 978-0-230216-70-9

本書の著者である Lucy Riall はイタリア近現代史を代表する歴史家で、政治史、社会史、経済史など幅広いアプローチを用いて、イタリアの経験をヨーロッパ史の観点から捉えなおす研究が特徴である。

本書が扱う「リソルジメント」は、近現代イタリア史のとりわけ重要かつ膨大な研究が蓄積されてきたテーマである。18 世紀後半から 19 世紀前半のイタリアにおいて、外国からの支配と諸邦に分裂した状態より脱し、独立国家の設立や近代化を目指して展開した運動を「リソルジメント」と呼び、その解釈を巡っては現在にいたるまで数多くの歴史学者が議論を交わしている。

本書では、章ごとに設けたテーマに即してリソルジメントに関する現在までの議論を網羅的に取り上げ、未だ解明されていない諸問題を指摘している。また、巻末には、関連文献を包括的に紹介する読書案内が掲載されている。著者は、旧体制の崩壊による議会政治の創設、封建経済から資本主義への移行、単一の国民国家の設立など、リソルジメントに見られる現象には同時代のヨーロッパに共通する点も多く存在するため、イタリアに焦点をあてることでヨーロッパ全体への視野を失うわけではないとする。本書は、同時期のヨーロッパにおける出来事や変化を考慮に入れると同時に、リソルジメントの膨大かつ複雑な議論を検討し、今後の研究に新しい方向性を提示している点で非常に有益である。本書の目的は、第一に、リソルジメントに対する従来の議論を批判的に再検討すること、第二に、近年の潮流である「新しい文化史」を踏まえて近代イタリアの国民的アイデンティティの形成を再評価し、ナショナリズム研究によって国家統一のプロセスを説明することである。

本書の構成は、下記の通りである。

1 章 Risorgimento, Reform and Revolution
2 章 The Risorgimento and the History of Italy
3 章 The Politics of Restoration
4 章 Social Conflict and Social Change
5 章 Growth, Stagnation and Economic Difference
6 章 Nation, Identity and Nationalist Politics
7 章 Italian Unification
A Guide to Further Reading

以下、章ごとに議論を整理する。

1 章はリソルジメントの概説である。従来の研究の多くは、ナポレオンのイタリア侵攻（1796 年）やウィーン体制によるイタリア領土再編成（1815 年）をリソルジメントの起源としていたが、本書ではその起源をフランス革命としている。後述するが、著者は、近年の「新しい文化史」の動向を踏まえ、イタリア国外からの思想流入や文化的交流によるナショナリズムをリソルジメントの重要な要因と考えている。特に、フランス革命によるイタリア半島の政治や文化への影響を強調している。また、国家統一の立役者であるピエモンテ [(1)] の穏健派が最終局面まで「統一」に無関心で、マッツィーニやガリバルディなど革命を掲げたナショナリストたちも最終的な国家統一にほとんど関与しなかったこと、イタリア内部の革命や改革にもかかわらず結果的にフランスに依存した独立であり、統一後も経済的後進国としての感覚が残り、教会と国家の対立が顕著になったことなど、リソルジメントの矛盾や限界を指摘することで、修正主義的アプローチが登場するまで、リソルジメントを失敗した政治的・経済的・社会的運動であると解釈する否定的な議論が続いてきたことを示唆している。

2 章では、研究史を整理し、未検討の問題を今後のリソルジメント研究のための方針として提示している。1861 年にイタリア王国成立が宣言されて以来、研究史は大きく分けて、① 1861 年以降の伝統的歴史観、②ファシズム期以降の自由主義とマルクス主義の対立、③ 1980 年代以降

の修正主義、④ 2000 年以降の「新しい文化史」、という四段階のプロセスを経てきた。従来の研究史は他の様々な研究書でも説明されているが、本章の特徴は、修正主義的アプローチと、近年の傾向である「新しい文化史」を詳細に分析している点である。修正主義が登場するまでの近代イタリア史は、敗北、後進性、腐敗など否定的なイメージから解釈されてきた。1945 年以降に生まれた歴史家による世代交代から登場した修正主義は、自由主義や資本主義の多元性を明らかにした同時期のフランスやイギリスの研究成果を受け、リソルジメントや国民国家の形成を必然視することなく、単一の国家モデルには必ずしも還元されない地域的多様性に着目してイタリア史を再検討する試みである。特に、旧貴族の資本主義への不適応や中産階級の相対的脆弱性など、19 世紀イタリアの状況は他のヨーロッパ諸国と同様であったことを解明し、先述したイタリアの否定的イメージを打破した。著者は、19 世紀イタリアに関する知識を大幅に向上させた修正主義的アプローチを評価する一方で、地域に焦点を当てた研究であるため、なぜイタリアは統一されたのかという根本的な問題を説明出来ていないと指摘している。そして、この問題を解決できる可能性として、近年の「新しい文化史」の潮流を詳細に説明している。イタリア史におけるこの潮流のきっかけとなったのは Alberto Banti の *La nazione del Risorgimento: Parentela, santità e onore alle origini dell'Italia unita* (2000 年) であり、それ以降、文学・音楽・芸術を通じたイタリアにおける思想の創造と普及に焦点をあて、国民意識の形成と文化的プロパガンダを明らかにしようとする研究が進んでいる。これを受けて著者は、文化によって形成されたナショナリズムを理解することが国家統一を説明するための方法であると主張している。

3 章は、ウィーン体制から国家統一に至るまでの時期に、安定した政治体制の構築を目指した諸邦の復古政府による試みを説明している。修正主義以前の歴史観では、復古政府は、保守的で抑圧的な政治を行う旧体制の生き残りであるとされてきた。しかし、修正主義は、諸邦の復古政府の政治的多様性を重視し、絶対的な権威の確立や旧体制の保持と、改革や近代化との間のバランスを保つ試みが行われていたことを明らかにした。必ずしもイタリアの全ての復古政府が保守的で抑圧的ではなかったのである。また、君主と貴族、教会と国家、国家と社会の間の緊張関係は旧体制から復古政府期を通して持続し、これらの問題はイタリア特有のものではなくヨーロッパ各地でも同様の状況であると結論づけた。さらに、自由主義やナショナリズムが成長して復古政府が崩壊したのはなぜかという疑問に対し、政府内部の矛盾だけではなく、国際的な連合や外交政策の失敗，軍事的な敗北にも原因があるとした。著者は、復古政府の中で唯一この点に成功し国家統一を成し遂げたピエモンテに注目する一方で、ピエモンテでさえも、国家と社会の間の安定した行政関係の樹立、社会全体からの支持の獲得、国家への諸地域の統合、新国家のアイデンティティ構築など、イタリアの現実的な課題を達成できなかったと強調している。

4 章では、中産階級の政治的・経済的な願望や利益がブルジョワ革命をもたらしたのか否かについて説明している。著者は、従来の自由主義とマルクス主義による解釈と修正主義的アプローチを用いて、中産階級の利益追求と国家統一との関係を議論している。修正主義は、必ずしも経済的利益、自由主義、ナショナリズムと結びつかない中産階級の多様性、地域性、社会的流動性を強調した。それによって、ブルジョワ革命が国家統一を促したわけではないことが証明され、リソルジメントにおける中産階級の役割が相対化され、階級を基盤としたリソルジメント解釈が不可能となった。著者は、北部と南部におけるクラブやカフェといった公共空間の有無の差、家族や家庭のような私的空間に関する研究など、中産階級の文化的発展に関する未開拓の研究分野が多く存在することを指摘している。一方で、都市や農村の状況を踏まえると社会的不安が政治的不満となり、自由主義やナショナリズムの理想としばしば衝突したことも認めている。そのため、自由主義やナショナリズムの台頭には階級闘争とは異なる別の説明

が必要であると結論づけている。

5章では、修正主義の研究成果を用いて、経済的後進国のイメージ構築をもたらした従来の解釈の誤りを説明している。修正主義以前のイタリア経済に関する議論は、統一後に工業化が遅れた原因を、リソルジメント期における諸邦の保護主義政策や南北の経済格差の拡大、特に、北部に対する南部経済の従属に見出していた。しかし、修正主義は、経済発展に必要なのは必ずしも国家を単位とする市場の統一ではないとし、むしろリソルジメント期イタリアの各地域が不均質ではあるがそれぞれ独自の経済成長を遂げていたことを重視している。例えば、Franco Bonelli と Luciano Cafagna は、イタリアの工業化は 1820 年代から 1880 年代にかけて緩やかに進行したこと、また、イタリア北部の経済は半島内部をこえて世界市場に組み込まれており、南北は従属関係というよりも互いに独立していたことを明らかにした。さらに、イタリア南部の経済史家たちは、南部には輸出主導型と自給自足型の二種類の地域が存在し、前者では外国人企業家や地元商人によって活発な交易活動が行なわれ、後者では復古政府による保護主義政策が冶金産業など特定分野に恩恵をもたらしていたことを明らかにした。こうした修正主義の研究成果をふまえて、著者は、リソルジメント期の各地域では経済の規模・製品・要求が異なっていたため、国家統一はナショナリストが求めたイタリア市場の均一化を達成するための手段ではなかったと指摘している。また、それにもかかわらず国家統一が成し遂げられたことから、統一イタリアというアイデアが、経済的論理の影響をほとんど受けない政治的アイデアであったと主張している。

以上のように、著者は、復古政府、階級、経済の観点から従来のリソルジメント解釈を再検討してきたが、1980 年代以降主流になっている修正主義の議論では民族統一と国家形成を説明できないと指摘している。そして、なぜナショナリストたちが国家統一という政治的プロジェクトに、現実的ではなくとも説得力のある印象を与えることが出来たのかを理解するには、伝統的歴史観において正統とされていた単一のナショナリズムが持つ感情的な魅力についての議論を再検討する必要があるとしている。しかし、著者の主張するナショナリズムは、伝統的歴史観が強調したイタリアの内在的で固有のナショナリズムとは異なる性質を帯びていることに注意しなければならない。この点については、6章と7章で詳細に説明されている。

6章と7章は、イタリアのナショナリズムと国民文化のルーツについて議論している。イタリアを構成する諸地域の独自性を重視し、必ずしも国家に回収されない固有の発展プロセスを解明した修正主義では、国家を基盤としたナショナリズムが否定され、民族統一は偶然であり数多くの可能性の中の一つに過ぎないとされた。しかしこうした解釈では、地域主義の強いイタリアでナショナリズムが台頭し、ガリバルディを例とするナショナリストたちの名声と人気が高まり、結果的に国家統一が現実になったのはなぜか、という疑問を解決できない。そのため、近年、「新しい文化史」の影響のもと、文化的プロパガンダによって創造されたイタリア人アイデンティティの分析を通してこの問いに応えようとする研究に注目が集まっている。イタリアは、フランスから流入したロマン主義や革命思想の影響を強く受け、そうした思想の受容と伝播においては、復古政府による検閲や監視を免れた芸術作品が重要な役割を果たした。また、小説、詩、絵画などの影響に着目した研究や、国際世論を利用した大衆運動としてのリソルジメントの研究も行われている。しかし著者は、こうしたナショナリズム形成の動きには文化的運動だけではなく、政治運動としての性質も見出されると主張している。本書は、イタリアのナショナリズムは文化的運動から政治的運動へと発展したものであるとし、その両者を結びつけた革命家マッツィーニを再評価し、彼による報道機関や印刷媒体を用いた宣伝活動による文化的プロパガンダと、その結果としての国際的ネットワークの構築の重要性を強調している。そして、1848 年革命以降、ピエモンテの穏健リベラル派は、そのナショナリズムの人気を利用して国家統一とい

う合理的な政治的イデオロギーを正当化した。これはマッツィーニのアイデアをサルデーニャ王国の首相カヴールが利用したものである。つまり、文化的領域におけるナショナリズムの人気が政治的影響力を発揮したことを無視することは出来ないのである。著者は、文化的ナショナリズムから政治的ナショナリズムへの移行、そして革命的イデオロギーから公式イデオロギーへの移行というナショナリズムの難問にこそ、イタリア統一をめぐる多くの論争の源があるとしている。一方で、ナショナリストによる情報発信やナショナリズムの理念は民衆にどれほど受け入れられたのか、統一以前と以後でナショナリズムの言葉や概念は変化したのか、国際的・個人的ネットワークは政治的決定にどの程度影響したのか、といった問題は未検討の課題として残されている。

結論として、フランス革命から始まる一連の政治的、社会的、文化的変化の過程が、なぜイタリア統一に繋がったのかを説明するには、ナショナリズムの政治的・感情的な魅力をさらに分析・考慮することが不可欠であると述べられている。

以上、本書の構成に即して様々な議論と提案を見てきたが、評者の関心から以下の二つの点を問題点として指摘したい。

第一に、スイスに関して言及していない点である。著者は、フランス革命とナポレオンによるフランス文化の流入とその影響に注目している。確かに、革命思想や愛国心がイタリア知識人の思想形成に影響し、ナポレオンによる中央集権体制や近代化政策は政治・経済の大転換をもたらした。しかし、イタリアの北部、特にピエモンテはスイスとも国境を接しており、文化的交流が少なからず存在した。評者は、カヴールがプロテスタント色の強いスイスの宗教的寛容性に感銘を受け、カトリック教会が権威を持っていたピエモンテやイタリアにおいて国家の世俗化を進めたことを強調したい。同様に、Steven C. Hughes は、マッツィーニが亡命先のイタリア語圏スイスにおいて革命思想の普及に勤しんだことを指摘している[(2)]。それゆえ、スイスとの文化的交流による影響も検討すべきではないかと考えられる。

第二に、ローマ・カトリック教会を章のテーマとして取り上げていない点である。ナポレオンの侵攻から統一に至るまで、カトリック教会の姿勢は様々である。統一の際のローマ併合や教皇によるイタリア国王の破門はカトリック教徒に衝撃を与え、イタリア王国と教会の間の確執をもたらし、国家形成をより困難なものにした。カトリック教会とローマ教皇はカトリックが圧倒的多数を占めるイタリアの精神的支柱であるだけでなく、常にイタリアの社会や政治とも密接に関わっていた。本書では、世俗的な国民意識とは異なる形でイタリア人の結束を実現していたカトリック教会について触れているが、統一による諸問題の一例としての説明に留まっているため、政治、社会、文化のみならずナショナリズムにも影響を与えてきたカトリック教会を一つのテーマとして議論すべきであるように思われる。著者の主張するナショナリズムの影響力や国民アイデンティティの解釈をより強固なものとするには、ナショナリストによる文化的・政治的プロパガンダに対する教会の反応や、イタリア人が国家と教会のどちらへの帰属を選択したのか、といった点を検討することが重要な課題となるだろう。

以上を問題点として指摘したが、本書がリソルジメントの膨大な研究を綿密に整理して分析し、未検討の問題を新たな可能性として提示していることは本書の功績として強調すべきである。従来のリソルジメント研究で軽視されてきた文化史的アプローチの重要性を正当に評価し、国家統一や民族統一がいかにして可能になったのかという根本的な問いに迫るための第一歩を提供した。本書を基盤とした研究分野の開拓がさらに進むことが期待できる点で、イタリア近現代史の中で非常に意義のある研究書となっている。

註

(1) フランスと国境を接するイタリア北西部の州であり、州都はトリノ。サルデーニャ王国の大陸部の名称でもあるが、歴史学において、ピエモンテとサルデーニャ王国は同義語として用いられている。

(2) Steven C. Hughes による本書に対する書評。*The English Historical Review*, vol. 126, no. 518, 2011, pp. 194-196.

（金田彩）

J. Blok

Citizenship in Classical Athens

Cambridge, Cambridge University Press, 2017, 345pp., ISBN978-0-521191-45-6

本書は、J・ブロックが古典期アテナイ（前 4 世紀から 5 世紀）の市民権について、法廷弁論、碑文、歴史叙述、悲劇などの文献史料を用い、その基準がポリスの宗教への参加であったことに注目して、考察したものである。本書の構成は以下の通りである。

1 Rethinking Athenian Citizenship
2 A Bond between Polis and Gods
3 The Value of Descent
4 Citizens, Male and Female: Vocabulary
5 Participation: Public Roles and Institutions
6 Outlook: Athenians and Others

まず本書の内容を紹介する。第一章では、従来、多くの研究が、市民権の基準を政治や司法への参加とするアリストテレスの『政治学』の記述に基づいて、アテナイの市民は、政治や司法の役職に就くことのできる男性のみであったと考えていたことを批判する。著者は現在、市民権という言葉は都市において自由で平等であるということだけでなく、政治に参加する権利を持っていることも意味していると指摘する。この傾向が民主政アテナイの市民権が政治的な活動を重視して理解されることに影響した。市民権は、17 世紀後半に政治における自由な活動の権利を持つことも意味するようになり、18 世紀には一部の国でそれが実現された。現在、政治的活動の自由は市民権に不可欠な要素である。この近代の市民権の考え方が、アリストテレスの市民権と同一視されてきた。しかし、市民権の基準を政治や司法への参加とする『政治学』は、アテナイの実態を記す目的で書かれた作品ではない。実際、アテナイの法ではアテナイ人の親から生まれた男女が市民であると定められている。

著者は宗教を中心にしてポリスをとらえる研究潮流を紹介して、本研究においても宗教における活動を市民としての活動として重視し、女性の宗教における活動を男性の市民としての活動と同じように扱おうとする。そして、市民であることの基準を示す、より実態に則した史料として、『デモステネス第 57 弁論』が扱われる。この弁論は、非市民であると訴えられたエウクシテオスのために、彼が合法な市民であると主張するためにデモステネスが書いたものである。この弁論で、エウクシテオスが合法な市民であることを示すために言及されるのは、彼がアテナイ人の両親から生まれたこと、彼の犠牲儀礼やその他の宗教的行為、フラトリアやゲノス、デーモスといったポリスの中の社会的集団の宗教に参加してきたことであり、政治的役職への参加ではなかった。咎められることなしに宗教的行為に参加することは他者から合法な市民として認められていたことを意味し、市民であるということはポリスを共有することであった。著者は、本書を通じて『デモステネス第 57 弁論』で示された血縁と宗教への参加に基づく市民権を分析しようとする。

第二章ではアテナイの市民がポリスにおいて共有したものが何か論じられる。合法な生まれの市民はヒエラ（hiera）とホシア（hosia）を共有した。ヒエラとホシアとは何か。ヒエラは犠牲獣、献酒、奉納、寄贈などの神々への供物を指す包括的用語で、宗教、信仰と近い意味の言葉である。ホシアはホシオス（hosios）なことという意味であり、神々や他人への適切な行動や尊敬を指し、供犠や他の宗教的活動、年老いた両親の世話、死者の埋葬、宣誓を守ることなどが含まれる。ギリシアの人間と神々の関係は相補的なものである。人間は神々に供物を捧げ、神々は返礼として幸福、慈悲、感謝を人間に与えた。神々はホシオスな人物からのみ供犠を受け取り、成員皆がホシオスである時、人間社会に好意を抱き、幸福と安全を守るとされ

た。ヒエラとホシアは人間社会の繁栄と存続がかかっている神々との絆であり、ポリスの市民は神々との絆を共有していた。そして、この絆を共有することがアテナイの宗教、慣習、法、義務、社会的価値観に根差した市民権の核であった。

第三章では市民権のもうひとつの重大な基準としてのアテナイの家系が考察される。家系は次世代への財産の相続を確かにするためのものであり、アテナイでは物質的な財だけでなく、家系の宗教に参加する権利や義務など非物質的なものも受け継がれた。家系の財産への権利は、法廷で合法な市民であることの証明にもなった。息子と娘は物質的な財産の相続の権利を平等に持たず、息子の権利が娘に優先したが、非物質的な財産については男女で平等であった。

著者は家系と遺産相続に基づく市民権についての法制定の歴史を整理する。前 594 年のソロンの法には、すでに古典期アテナイの市民権の特徴である人間社会と神々の絆が組み込まれている。そこでは犠牲儀礼の暦、市民身分とその相続の規則、合法な生まれの市民がポリスへ参加できることが成文化された。家族はフラトリアに所属し、古典期のフラトリアの主要な役割は成員の子供が市民の生まれであることを監視することであった。ガメーリア祭で合法な結婚をした妻は夫のフラトリアに紹介され、迎え入れられた。子供もフラトリアに認知されることでポリスと家族の一員であると受け入れられた。子供や妻がフラトリアに承認される機会はフラトリアの宗教儀礼であった。ソロンの法以前から市民権は家族とフラトリアの認知によるものであったが、ソロンの法以後、アテナイ人の父親と、父親がアテナイ人であり、両親の結婚が妻の親族から宣誓されているときに生まれた子供であることが必要になった。クレイステネスの改革によってデーモスが行政単位として制定され、市民の活動やポリスの祭祀の参加に不可欠な組織となった。またクレイステネスは新しい 110 部族あるいはフュレー、ピュレーを作り、それぞれの部族に名祖としてアッティカの英雄を選んだ。クレイステネスはポリスの中に同じ血縁であるということに基づく組織階層を追加し、ソロンの合法な生まれについての法を強化した。そして、さらにペリクレスは合法な生まれの市民であることの条件に、両親が共にアテナイ人の家系であることを要求した。神々との絆の継続のためには正しい方法でヒエラとホシアが行われるだけでなく、神々とはじめて相補的な絆を結んだ人間の正当な相続人が、先祖の神々との絆を確実に受け継ぐ必要がある。そのために、このような血縁に基づく市民権相続の仕組みが発展していったと著者は論じる。

遺産相続についての法の目的は父親の家系の遺産を存続させることであり、家系が途絶えることはポリスの神々との絆の一部が失われることであった。家系に後継者がいないということは家系そのものだけでなく、ポリスにとっても重大な事件だった。息子と娘は非物質的な遺産を平等に相続し、それは家族の宗教、墓を共有する権利、死者の埋葬、神官職の資格などを含んだ。金銭など物質的な遺産には違った法が適用され、娘は平等ではない分け前として嫁資を受け取った。相続についての法は世代を超えたポリスやデーモスなどその下位集団の神々との絆の存続を確実にし、個人は神々との絆によってもたらされるポリスの利益を共有する権利を引き継いだ。

第四章では、市民を意味する言葉の意味や使われ方が検討される。ギリシアの語彙では、男性市民と女性市民という言葉は対称的に用いられた。市民という言葉は、同じ土地に住み、社会的生活、宗教を共有するものであり、ポリスの住人の一員を指した。それははじめ単にある土地の住人という意味であったが、時代とともに合法な生まれの市民身分を意味するようになり、血縁とその権利と義務によって定められ、市の共同体に所属しない他者から区別されるようになった。相続権を持つ合法な生まれの地位の男女を意味する言葉にはアストス（astos）とアステ（aste）、アテナイオス（athenaios）とアテナイア（athenaia）が使われ、ポリスの一員としての男女はポリテス（polites）とポリティス（politis）と呼ばれた。このような男女の市民を意味する言葉の対称性から、ブロックは市民権の基本的な段階では男女は平等にポリ

スを共有し、ポリスに不可欠であったと論じる。

第五章ではアテナイ人のポリスの公的役職への資格や参加について論じられる。役職を意味する言葉であるティマイ（timai）はポリスが与える名誉を意味した。ティマイの単数形はティメ（time）である。ティメは物質的なものや財産を示す時には価値や、悪い意味では罰金を意味し、社会的には認知、名誉、役職、報酬、補償、賠償、悪い意味では罰を意味した。

ティメは社会による人物の認知という意味も持っていた。ポリスではティメは個人の共同体への貢献に報酬として与えられた名誉であり、個人とポリスの相互利益を認知する形式であった。著者はこの仕組みについて主要な 4 つのルールがあることを述べる。（1）共同体に対してそれぞれの個人がなせることは富という物質的な財産や生まれ、技術、知識などの非物質的な財産、年齢、性別などに基づいていた。（2）貢献の公的な掲示は人物への報酬となる。（3）目に見える顕彰の贈与は個人に共同体によるティメを与える。（4）ティマイを達成する機会は公的役職にある。ポリスは個人にティメを与えるため、それぞれがポリスに貢献すると推測されることに応じて個人を分類し、結婚適齢期の女性、30 歳以上の男性など、それぞれの集団に属する個人は自身のポリスにおけるティメが何か知っていた。

市民の第一のティメは合法な生まれであることであった。このことは、親族集団における活動への参加やその中の性別や年齢に応じた役職を果たすことを可能にした。ブロックは合法な生まれによる市民身分の認知を基本のティメと呼び、これを満たした市民がポリスの宗教に参加できるとする。宗教や祭祀における役割の共有は市民権に不可欠なものであった。基本のティマイは合法な市民は全て得ることができたが、市民全員が得られない、富や生まれに基づくティマイもあった。裕福な市民はポリスへの財政的な貢献を求められ、それに応じた名誉が授けられた。特定の家系に生まれた者はゲノス（氏族）の神官職を引き継ぐことを求められた。将軍職や評議会などの政治的役職にも神々との絆を守ることが求められ、著者はアテナイにおいて政治的役職と宗教的役職を分けようとすることは無意味であると述べる。ポリスの中ではすべての市民が性別や年齢に応じたティマイを持ち、アポロドロスは『ネアイラ弾劾』においてポリスの宗教を共有することは市民の妻と母のティメであると主張した。

ティメは市民に合法な生まれという基準を満たすことだけでなく市民としてふさわしい行動を取ることも要求する。より卓越してポリスに貢献した市民には冠、劇場の前列に座る権利、顕彰碑文、像の建立といった公的な賞賛が与えられ、このような名誉は子孫にも受け継がれた。市民権の基準である合法な生まれを満たし、市民としてふさわしくない行動をしないことがティマイを持つ基準であった。市民は生まれによってのみでなく、ふさわしくない行動によってポリスへの参加から排除されることもあった。不貞を行った妻はヒエラから追放された。彼女はポリスの最小単位である家の清廉を乱したことで、ポリス全体の清廉を乱し、彼女の子供によるヒエラとホシアの相続を危機にさらした結果としてポリスにおける彼女自身の身分を失う。他にも市民にふさわしくない行動に、両親の虐待、軍役からの脱走、臆病、売春、祖先の遺産の浪費などが含まれた。

第六章ではアテナイにおいてメトイコイ（在留外国人）はどのような地位にあったか、そしてアテナイの史料の分析を通して得た、神々との絆の共有に基づく市民権はアテナイ固有のものか、もしくはより広くギリシア世界に適用できるものか、という問いが立てられる。メトイコイの経済的軍事的貢献はポリスにとって重大なものであり、ポリスの中にはメトイコイのためのヒエラとホシアの枠組みも用意されていた。メトイコイは、市民と同じように完全にヒエラとホシアを共有できたわけではなかったが、彼らも金銭的、軍事的奉仕の報酬にティマイを受け取り、ポリスの祭祀に参加し、神々との絆を共有していた。続いて著者は、アテナイ外のポリスでも血縁による人間と神々との絆を引き継ぐ市民権という考え方がみられたかどうかを、アテナイ外の史料を用いて検討する。コス島では神官職は売りに出されることで

任命され、物質的な価値を持ったという点でアテナイの神官職と異なったが、一方でアテナイの神官職に就くためにはアテナイ市民である必要があったように、入札者はコスの市民である必要があった。同じように相続の法もポリス間で一部は異なり、一部は同じであった。遺産相続についての取り決めは細部が異なっても、分割相続であったこと、女性より男性が、傍系よりも直系の子孫が優先される型式の双系相続であったこと、エピクレーロス[1]についての法に従ったことなどの特徴は共通していた。そして最後に、アテナイだけでなく全ギリシア中にポリスと神々の相補的な関係の考え方があったことが推測される。

本書は、ギリシア宗教をポリスの中心として捉え直そうとしたＳ・インウッドの研究[2]を受け、宗教に注目して市民とは誰か、という問題を考察した著作である。著者は本書で、市民を神々とポリスの絆を共有する集団であると示した。そして、政治や司法に注目した際は、そこから排除されていたため市民ではないと考えられていた女性が、宗教という場では男性と平等に市民として扱われ、活動していたことを主張した。本書はアテナイ宗教史の著作であるが、女性史研究にも大きな影響を与えるものである。以下、この著作の発展性や、女性史に与えた影響を指摘する。

本書以前から宗教儀礼や祭祀における女性の活動は、女性が公的に活動できる機会として注目されていた。Ｍ・ディロンはギリシアの女性が公的な活動の場から排除されていたことを否定するため、図像的史料や碑文を用い、アルカイック期からヘレニズム期まで広い時代のギリシア全土の女性の宗教や祭祀における活動を列挙した[3]。この研究はギリシアの女性が、宗教において広く公的に活動していたことを示す重要なものであるが、宗教はポリスにおいて女性が公的に活動できる例外的な場として扱われている。しかし今、Ｃ・インウッドやＪ・ブロックの研究を受け、政治や司法と同じポリスの中心的なものとして宗教を捉え直したうえで、宗教における女性の活動がポリスにとってどのようなものであったか考察することが必要になると考えられる。

Ｊ・ブロックは女性と男性が平等に市民であったことに注目し、女性が受けていた制約はあまり重視しない。女性が男性と同じアテナイ市民であったとしても、男性市民に比べて政治、司法、経済で権利の制限を受けていた一方で、Ｍ・ディロンが指摘したように、新興宗教など男性より女性が活発に活動した領域もあった。またパンアテナイア祭には、女性の仕事とされた機織りが祭祀の中心に組み込まれていた。ポリスの一員として女性を考える際に、女性だからこそ課せられた制限、逆に女性だからこそ与えられた役割があったことは軽視できない。

本書では、男女の市民のポリスへの参加の例には神官職が扱われる。アテナイでは女神官に、既婚や子持ちの女性が就任した。またアリストパネースの喜劇、『リューシストラテー』では実在した女神官がモデルとされる主人公、リューシストラテーは家庭的な女性として描かれている。彼女は、ペロポネソス戦争の解決を女性たちに任せるように訴え、女性にもそれができる根拠として日々家系の管理を行っていること、女性は糸紡ぎが得意であるから絡まった糸をほどくように争いも解決できることを訴える[4]。このようなことから、アテナイにおいて女神官は公的な役職であるが、女性の主な活動の場である家庭から切り離されたものではなく、家庭的な女神官像が存在したと考えられる。Ｊ・ブロックは家庭をポリスの最小単位であり、家庭の存続がポリスと神々の絆の存続に必要なものであるとし、家庭を単に私的な領域ではなく公的要素を持つものとして扱う。このようなオイコスの公的要素を踏まえ、家庭的な女神官像を分析することで、ポリスにおけるオイコスや女神官の役割や地位を問い直せるのではないか。

以上のように、本書は家庭や宗教における女性の活動が男性の政治や司法における活動と同じようにポリスにとって必要不可欠であったことを示し、そのことを踏まえたうえでポリス内部での女性の活動を分析する必要性を訴える著作である。

註

(1) 男性後継者の居ない家の娘を男性親族と結婚させ、その子供が家を継ぐことで家系が途絶えないようにする制度。

(2)Christiane Sourvinou-Inwood, “What is Polis Religion?,” in Murray. O & Price. S (eds.), *The Greek City from Homer to Alexander*, Oxford, 1990, pp. 295-322.

(3)Matthew Dillon, *Girls and Woman in Classical Greek Religion*, London and New York, 2002.

(4) アリストパネース『リューシストラテー』丹下和彦訳『ギリシア悲劇全集 3 アリストパネース 3』岩波書店、2009 年、1–101 頁。

（藤﨑香奈子）

栗原久定著
『ドイツ植民地研究
西南アフリカ・トーゴ・カメルーン・東アフリカ・太平洋・膠州湾』

パブリブ、2018 年 5 月刊、A5 判、479 頁、
3900 円＋税、ISBN978-4-908468-24-7

本書の著者、栗原久定はドイツとオーストリアの近現代史を専門とした人物である。特に近年は第一次世界大戦中の同盟国の戦争目的を研究しており、本書以外の論文等ではドイツ帝国の植民地について分析している。ドイツ植民地の研究はドイツでも近年研究が進むようになった分野であり、著者はこの中でドイツの海外展開とその衝突を分析している。

本書は 2018 年に合同会社パブリクより出版され、第一次大戦の敗戦によって消失し、以降深く顧みられたとは言い難いドイツの植民地統治について、植民地がドイツのみならず世界に与えた影響を示すことを目的としている。

筆者の研究はドイツの海軍史であるが、海軍の存在意義と、植民地と海軍間の相互作用を考える方針を進めた際、資料集めの過程で出会ったのが本書である。本書の内容は国家統一・ビスマルク退任後、ヴィルヘルム 2 世の「世界政策」に基づく急速な海外進出の国家方針を取るドイツ帝国が、海洋展開する中で実際に統治した各地の状況をふまえて研究・概説したものであり、各地の状況を写真や地図を交えて示している。

本書の構成は以下のとおりである。

まえがき
第一章　ドイツ植民地概観
第二章　西南アフリカ植民地
第三章　トーゴ植民地
第四章　カメルーン植民地
第五章　東アフリカ植民地
第六章　太平洋植民地
第七章　膠州湾植民地
総論
あとがき

まえがきではドイツに強い影響を与えた植民地の存在について、続いて第一章では 1800 年代の帝国成立前夜から 1885 年のベルリン会議近辺の、ドイツが植民地獲得に至るまでの状況を本国側から概説している。

著者はドイツ帝国は統一後、当初は植民地経営に興味を示していなかったと指摘している。ビスマルクは植民地経営費用が膨大であることから積極的な展開を控え、むしろ調停役を担うことで利益を得ようとした。しかし、帝国商社の海外進出、82 年のドイツ植民地協会成立による世論の後押し、英仏関係の安定という要素が重なりドイツ自体の立ち位置も安定したため、ビスマルクは方針を転換、ドイツは植民地領有を開始することになった。1884 ～ 85 年のベルリン会議がこのドイツの立ち位置を物語っている。ドイツ帝国はイギリスやフランスといった先発諸国には劣るものの、アフリカや東アジアを中心に植民地を保有した。その統治は比較的過酷なものであったと言われており、アフリカを中心に反乱が多発した。反乱鎮圧のための軍事費や開発費用の負担は大きく、植民地の経営状態は多くの場所において決して良いものではなかった。損失補填のために多額の補助金が本国から支給され、それによって何とか経営されていた。帝国の植民地政策の変転と管

轄部署の変化からはドイツが当初植民地保有に国家としては積極的ではなかったが、帝国の統一と特に対英仏関係に代表される国際情勢の変化、ヴィルヘルム2世の海外政策の影響もあって方針を転換したことが分る。また当初は植民地を外務省植民地局が管轄し、商社や植民地協会が植民地参事会を通じて統治に参加していた。中央政府は積極的に介入を行わず、現地統治は植民地会社が行っていた。しかし、植民地統治の財政的・軍事的負担から1907年に植民地省・海軍省（膠州湾のみ）の直接統治に切り替えている。総督は当初は軍人、のちに文官に切り替えられた。

第二章以降の章では各植民地の成立過程とその状況を歴史・統治体系・植生・産業・その後についてそれぞれ分析している。第二章ではドイツ領西南アフリカ、第三章ではトーゴ、第四章ではカメルーン、第五章ではドイツ領東アフリカ、第六章では太平洋植民地（南洋諸島など）、第七章では膠州湾植民地を順に分析し、最後に総論として植民地におけるドイツ系住民の立場と、本国と植民地、植民地政府と現地人の関係、そしてドイツ統治の影響をまとめの形で述べている。

著者はドイツ植民地の実情を示すことを目的に、いずれの記事においても写真と地図をかなり多く挿入している。写真は主要人物の肖像や実際に現地で撮影された建物や植生、人々の暮らしを撮ったものが中心で、同時代のドイツによる開発の様子が一目でわかるものとなっている。なお、コラムとして「アフリカ眠り病」と呼ばれるドイツ植民地で多く顕在化した風土病が紹介されており、植民地での衛生問題にドイツ側がどのように向き合い、どのような影響を双方が受けたかが示されている。ドイツ帝国の植民地は熱帯地方が多く、アフリカや太平洋植民地では気候に合わせた綿やコーヒー、パーム、ゴムといった商品作物や羊・牛の牧畜を行った。膠州湾植民地では中国で産出する陶磁器や卵・麦わら・油を輸出し、何より中国・アジアとの交易の拠点としての「ドイツ版香港・上海」を目指した姿が浮き彫りになっている。

二章から七章の間では同植民地の経営状態について記述がある。一次産業の側面ではカメルーンなどプランテーションに特化した地域や、トーゴなど在地民の農地を利用した地域の存在が示されている。膠州湾はドイツや日本、イギリスなどの商船が寄港するアジアにおける自由貿易の拠点港として運用された。いずれにせよ、大きな利益を上げるに至った地域は少ないが、ある程度の利益ならば獲得している。終戦まで組織的抵抗を行えた南西アフリカを除いて、第一次大戦中ほぼ防衛できずに崩壊したアフリカ植民地とは異なり、軍事的にも重要だった膠州湾では、ドイツのアジア方面の拠点として激しい戦闘が行われた。

総論では植民地の戦後について記述している。西南アフリカにはドイツ移民が最も多く入植していたが、それでも1万人に満たず、敗戦後には追放された地域も多かったものの、残存者はなお特権的地位を保持していた。また膠州湾が代表的であるが、それ以外の地域でも植民地統治はドイツ系商社が戦後に幅広く事業展開する土台となった。一方で植民地の統治機構による強制的な政策によって、現地の社会風俗は破壊されてしまった。また、ドイツの植民地政策が第一次大戦後のナチの台頭や、その思想と切り離すことが出来ないことも意識させる文章構成である。優生思想や弾圧の手法には植民地時代の経験や事象が取り入れられているように、第一次大戦によって失われ関係性が薄くなったが故に忘れられがちであった、植民地統治の負の側面についても指摘している。

以下ではこれらを基に本書の内容について検討する。中学・高校の歴史教育において各国の植民地の存在自体は教えられても、その実情に深く触れることは少ない。ましてやドイツにおいてはわずかに海外政策の存在と3B政策が第一次世界大戦の要因となったことが語られるのみで、教科書や資料集にも植民地の色分け図が乗っている程度である。むしろ「持つ国」イギリス・フランスに対して、「持たざる国」ドイツ・イタリアと区分されることが多く、しかし教科書・資料集にはそれなりの範囲がドイツ領として明示されているので、歴史に興味がある人の中にはその実情がどのようなもので、いかなる歴史を辿ったのか気に

なっていた人もいたのではないか。ドイツの統治体制は現地の社会経済を大きく変革した。またドイツ本国のナショナリズムへも大きな影響をもたらした。ドイツ支配時代の変化とその結果についてより注目されるべきではないか。

また、本書は実際に現地で撮られた写真と地図を用いてドイツ植民地の細かな実情を視覚的に示しており、文章と合わせて読者に日本ではほとんど触れられないドイツの植民地が実際に存在したことを確かに印象付ける効果がある。そして、ドイツ帝国の植民地全体が概説されたことで、植民地の地域ごとの差異を比較することが出来た点も興味深い。帝国の展開がそれぞれの地域に与えたインパクトと、逆に本国が植民地から受けた影響を見ることによって、ドイツの海外政策の歴史的意義に迫ることが出来る。また、個々の植民地の差異・共通点を一目で見ることができる構成であるため、政策ごとの効果がわかりやすい点も概説書としては大きなアドバンテージである。加えて、前述の通り本書ではドイツ植民地統治の手法がナチスの民族弾圧など以降のドイツの政策に与えた影響についても指摘している。植民地関係者がのちにナチ党に加入したり、あるいは関係していた点を強調している部分がいくつかあり、人材面での連続性を意識させる。また先述したアフリカ眠り病の感染傾向や治療実績をドイツ民族の優位性につなげる考え方が早くから生じていることが指摘されてきたように、ドイツにおける植民地統治とナチスの政策の関連性は認識されていたものの、植民地統治の手法についての検証といった面では本国ドイツでも積極的であったとは言い難い。例えばナミビアにおける現地人虐殺に対してドイツ政府が公式に謝罪したのは 2021 年のことである。印象深い歴史上の出来事の裏にある源流ともいうべき事象を浮き彫りにした点で、学ぶべきことは多い。以上より、本書はドイツ植民地研究に対して有用である。

一方、本書はあくまで概説書である。本書によってそれぞれの植民地個々の姿を見ることが出来、その存在を印象付けることに成功している。が、それはあくまで現地のみの視線であって植民地間の関係性、軍事面、運輸面の記述は本書では決して多くはない印象を受ける。特に軍事的側面においては膠州湾・青島が東洋艦隊基地として果たした役割についての記述が少なく、植民地における軍の行動については東アフリカ植民地での戦闘以外記述がない。加えて写真の多さに対して表が少なく、数字として何にどれだけの生産額があったか、何をどこに輸出していたのか、数量的部分は分かりにくい。文章の中に組み込まれている部分はあるが、本国からの視線の情報がなく、本国・他国がそれぞれの植民地をどのように見ていたのか疑問が残る。ドイツ植民地に起きた数々の問題は他国の植民地においても同じように起こった出来事なのか、またドイツ領同士での連携・対立構造があったのかは本書を読む限りではわからない。ドイツの植民地統治は強引な印象を受けるが、実際に他国と比較しなければこのことを明示することは出来ないだろう。本書の論では植民地個々の実情に焦点を当てすぎている印象がある。また、経済統計や人口・物流統計の不足ゆえに、1900 年代の帝国議会選挙の争点になるほどの一大問題であった植民地経営・財政の姿があまり見えてこない。膠州湾の運輸・軍事上の拠点としての姿も同様で、上海など各地の貿易港との対比があるとさらにその姿が浮き彫りになっただろう。だが、東アジアにおけるドイツの軍事力が存在していた「海軍省管轄」の同地は、他の植民地とは一線を画すものであり、本書の書き方ではドイツにとって重要な拠点であったことがあまり見えてこない。

加えて、本書にはドイツ植民地に対する先行研究を概観する章が存在しない。しかし、ドイツ植民地に対する研究が今まで全く行われてこなかったわけではない。冒頭で先行研究をまとめ、検討してもよかったのではないか。特に近年では、日本とも地理的に近い青島に関しては浅田進史などによって研究が進みつつある。浅田の研究は青島の経済的側面を検討するもので、青島が中国在地商人や日本と深い結びつきを有していた点を明らかにしている。執筆の際に著者は交流を持っていたようだが、ドイツ植民地研究に迫る概説である

のならば、このような現在の研究状況についても、これからの研究が参照するべきものとして、詳しく記載してもよかったのではなかろうか。

単純にドイツに興味がある人のみならず、これからドイツ帝国を研究しようという人が、視野を広げるための土台としても、本書は有用ではないだろうか。また、「植民地を保有していたが第一次世界大戦の敗戦によって失った」という経験が以降のドイツに与えた影響は極めて大きい。第一次世界大戦以前の植民地回復を主張していたナショナリズム的運動や、戦後の喪失領土回復の動きが、戦間期や第二次大戦期以降の国策につながっていたのだと考えると、ドイツ帝国のみならず、ナチ時代や戦後に関心のある人であっても、自身の研究のために一読に値する書であると感じる。

植民地研究において本国と植民地政府間の関係にとどまらず、植民地同士や他の国々とのグローバルなつながりを無視することはできない。上記の通り、これらの点に関しては本書の記述のみによることは不十分ではある。しかし、本書の概説によってドイツ帝国の植民地の存在に興味を喚起できれば、著者の意図はある程度達せられよう。

（松本捷）

David A. Wilson (ed.)
Irish Nationalism in Canada

Montreal, McGill-Queen's University Press, 2009, 244pp.,
ISBN 978-0-773536-36-4

本書は、マギル＝クイーンズ大学出版局の、エスニック・ヒストリー第２シリーズの 25 冊目にあたる書籍であり、全９章のそれぞれがアイルランド系カナダ人のナショナリズムに関する研究者の論文である。編者デイヴィッド・A・ウィルソンの序文によれば、本書はアイルランド系カナダ人のナショナリズムに関する既存の著作物における議論を拡大するものであり、それによって、歴史学における主要なテーマを再考・再認識し、新たな研究の道筋を提案することで、テーマに対し多数の疑問を投げかける事を目的としている。本書が出版された 2009 年以前の研究においては、アイルランド系カナダ人の歴史におけるコンセンサスから、民族主義的な流れが疎外されてきたという見解が提示され、複雑な要因から見えにくくなっている、カナダにおけるアイリッシュの革命的・立憲的なナショナリズムに目を向けるべきとの主張がなされていた。本書で提示される疑問は多岐にわたるが、基本的な視座に通底するテーマは、「アイルランド系カナダ人のナショナリズムは、帝国や人種に対するアイルランド人の態度について何を教えてくれるのか？」であると考えられ、これはドナルド・H・エイケンソンの「グローバルな文脈の中でどのようにアイルランド系カナダ人のナショナリズムを位置づけるか？」（第９章）という、より上位の考察へと展開する事が可能である。

章立ては年代順に並び、オコンネルのカトリック解放運動が成功した 1930 年代、フィーニアン・サブカルチャーの 1950、60 年代から、スチュアート・パーネルの 80 年代、自治法案の段階から第一次世界大戦、イースター蜂起、アングロ・アイリッシュ戦争、さらには独立達成後の内戦に至る長期を網羅している。第１章はシアン・ファレルの “Using the Grand Turk fo Ireland: Ottoman Images and the Irish Vindicator”、第２章はピーター・M・トナーによる “The Fanatic Heart of the North”、第３章はデイヴィッド・A・ウィルソンによる “Was Patrick James Whelan a Fenian and Did He Assasinate Thomas D'Acy McGee?”、第４章はロザリン・トリガーによる “Clerical Containment of Diasporic Irish Nationalism”、第５章はマーク・G・マクガワンによる “Between King, Kaiser, and Canada: Irish Catholics in Canada and the Great War, 1914–1918”、続く第６章はフレデリック・J・マクエボイによる “Canadian Catholic Press Reaction to the Irish Crisis, 1916–1921” である。以降の章では文学、政治学からのアプローチとして、第７章 “From Terry Finnegan to Terry Fenian: The Truncated Literary Career of James McCarroll” がマイケル・ピーターマンにより寄せられ、第８章ではガース・スティー

ブンソンにより “Irish Canadians and the National Question in Canada” が寄せられた。第９章では、ドナルド・H・エイケンソンの “Stepping Back and Looking Around” にてアイルランド・ナショナリズムの展望が示された。

ウィルソンにより整理された、アイルランド系カナダ人のナショナリズムを取り囲む状況は、限られたカナダを含む北米地域の歴史・政治の研究課題を提示するにとどまらず、任意の場所におけるアイリッシュ・ナショナリズム研究へと通ずる問題提起を行う上で、十分に説得力のある説明であった。アイリッシュがカナダ社会に上手く溶け込んでいるという一般的なコンセンサスと、合衆国とカナダのアイルランド人の違いの強調、カナダ侵攻のイメージと結びついたフィーニアンの存在は、カナダのアイルランド系の人々の定義から祖国へのナショナリズムを容易に捨象させ、見えにくくしていた。例えば、急進的なナショナリズムは全てが合衆国のものと理解され、ほとんどのアイルランド系カトリック教徒が、トーマス・ダーシー・マクギーに倣いカナダと英国の忠実な支持者になったという印象が挙げられた。これに代わってアイルランド系ナショナリズムの主流がオレンジ主義とされた理解も、オレンジ主義の拡大と多様な民族を包括する傾向を考慮すれば[1]、アイルランドと結びついたアイデンティティが埋没した一因と考える事が出来る。またウィルソンは、合衆国のアイルランド・ナショナリズムに関しては、疎外感、すなわち差別や搾取がアイルランド系アメリカ人のナショナリズムを深化させたという通説に対して、社会的・経済的に多様だったアイルランド系アメリカ人全体の経験に、この図式が誇張されやすいと評価した点で、北米大陸規模の広い視野を持って、批判的な視線を向ける事に成功している。

ウィルソンが前提とした、カナダの立憲的なアイルランド・ナショナリズムは疎外感よりも同化の産物であったとする見解、また、革命的民族主義者と立憲的民族主義者の対立が、アイルランド系カトリック教徒の労働者階級と中産階級の関係に相当したとする見解は、第２章、第３章、第４章、第７章で検討され、急進的な民族主義者と立憲的な民族主義者の諸相が提示される。カナダの革命的民族主義者は、合衆国のフィーニアン、国民同盟、ヤング・アイリッシュメン等の運動と繋がっていたが、関係を持ちながらもカナダ社会での政治的立場を一定の程度で重視していた事が推測される。第４章のトリガーは、マクギーの伝統を受け継ぐ保守的な民族主義者と、フィーニアンの伝統を受け継ぐ急進的な民族主義者とを、それぞれカナダの文脈に「埋め込まれた」ナショナリスト、ディアスポラのナショナリストと呼称し、アイルランド、ローマ・カトリック教会、カナダ（英国）を異なる階層で位置付ける「忠誠心のヒエラルキー」が作用していると提唱した。トリガーの視座は、合衆国で展開されたアイルランド・ナショナリズムとカナダのアイルランド・ナショナリズムとを混同する事を防ぐのに大きな効果を発揮するものである。モントリオールのアイルランド人神父ダウドの政治介入に対する考察は、ダウド神父の忠誠心が、カトリック教会よりもむしろ、カナダ、もしくはカナダに存在するアイルランドの同胞を意識したものであったことを明らかにしたが、これはカナダのアイリッシュ・ナショナリズムの複雑性を例証するものである。

第一次世界大戦中のイースター蜂起は、カナダのアイルランド人に、帝国か、祖国か、という「二重の忠誠心」の問題を引き起こしたが、第５章と第６章で模索されたこのテーマに関する研究は、異なる展望を抱えていながらも、テーマへの理解を相互に深めている。第５章のマクガワンはアイルランド系カトリック教徒のアイルランド大隊への志願の状況について、いくつかの部隊名簿と、カトリック教区名簿、地域の人事記録を照合する事で、イースター蜂起と新兵志願の数値に関連性が見当たらないと結論付けている。これは彼の著書 *The Waning of the Green*[2] における主張の補強にあたるが、この著書で提示された「1922年までにトロントのアイルランド系カナダ人は中流階級となり、彼らの忠誠心はアイルランドではなくカナダにあって、プロテスタントの隣人と区別がつかなくなっていた」という主張に対して、

マクエボイは異なる見地に立っている。マクエボイは第6章にて、二つの英字カトリック新聞を分析する事で、アイルランドの自治と大英帝国への忠誠が両立し、かつその二つは反ドイツ帝国主義によって矛盾なく成立したことを提示しており、大戦とアイルランド系カトリック教徒の忠誠心の関係を、より深い見地で議論している。

グローバルな文脈におけるアイルランドのナショナリズムとは何であるか、という大きな問いは、アイルランド移民史の歴史家であり作家でもあるエイケンソンによって第9章で探求された。アイルランドのナショナリズムが世界的な文化・社会システムの一例であると示すならば、グローバルな文脈でのアイルランド・ナショナリズムは、その形態を合理的に分類する必要がある。その分析を進める上で、社会文化史的なアプローチと世界規模のビッグフレームでのアプローチを両立させて行うべきであるという著者の提案は、ディアスポラの文脈と、祖国の運動とを、排他的に結びつける合衆国で主流の研究視座に対して、新しい理解を促す。いっぽうでエイケンソンは、帝国政府の植民地支配とアイルランド・ナショナリズムを、拡大する市場資本主義とその犠牲者とする視点を掲げた。この見解には賛否両論があると予想される。エイケンソンはこの見解への賛否は、研究者が資本主義と共産主義の、どちらに親和的であるかによって決まってしまう、と揶揄した。しかし、アイルランド・ナショナリズムがその成立において帝国の要素と不可分であるとする主張と、アイルランド・ナショナリズムが、複数の運動間で競合する国際的な消費財であり、それぞれが資金を獲得するためにブランドを掲げながら市場間で競っていたというエイケイソンの視座は、アイルランド共和国の成立に帰結しがちな従来の研究に対しての再考を促している。

註

（1）細川道久「イギリス的カナダの成立に関する一考察ースコットランド系とアイルランド系を中心にー」『人文学部論集』（鹿児島大学法学部紀要）第56号、2002年、105ー128頁。

（2）Mark G. McGowan, *The Waning of the Green: Catholics, the Irish, and Identity in Toronto, 1887-1922*, McGill-Queen's Press, 1999.

（真野有里子）

Michelle Alexander

The New Jim Crow

Mass Incarceration in the Age of Colorblindness

New York, The New Press, 2010, 2012, 2020, 352pp.,
ISBN 978-1-620975-45-9

1　本書出版の背景と影響[1]

「ジョージ・フロイドの警察による殺害―さらには何年にもわたる数千の市民の死―をもたらしたこの状況は避けられたかもしれない。もし、1960年代に選挙で選ばれた議員たちが抗議運動を行う人々の経済・社会的包摂の要求にこたえていたなら。政治家は、反対に、社会不安の責任を黒人に押し付け、数世紀も続く人種的抑圧の蓄積を無視し、誤った政策に走った。その結果、50年以上の間、黒人コミュニティの安全は損なわれ続けている。[2]」

2020年の「ブラック・ライブズ・マター（以下、BLM）」運動の中で、ようやくアメリカにおける司法、および警察機構の根深い人種差別性が明るみに出され、国民的指弾を受けることになった。冒頭の言葉は歴史家エリザベス・ヒントンによるものである。

本書は2010年に刊行されたが、著者ミシェル・アレクサンダーは、本書によって、警察・司法当局による黒人に対する、時には殺人にまで至る過剰に暴力的な取締り・作戦行動は、1980年代以降のアメリカ政府が採用してきた政策・政治・司法体制＝「薬物との戦い（War on Drugs）」に起源があると指摘した。その内容は、以下のように要約できるだろう。

「大量収監」「刑罰国家」という今日のアメリカ社会の闇は、個々の警察官の人種差別的思想や誤認が原因ではない。19世紀以来の「人種隔離（ジム・クロウ）体制」は、1960年代の公民権改革

運動によって「カラー・ブラインド」社会に変革した筈だったが、1970年代以降の政権を担った保守派は、「法と秩序」を大義名分に掲げ、社会改革運動を鎮圧しようとした。特に1980年、レーガン政権は「薬物との戦い」を内政の最重要課題として、予算と人材をつぎ込み「刑罰国家」体制を構築し、「薬物犯罪」に対しては警察にフリーハンドを与えた。国民の中の人種主義的深層心理や社会不安に付け込み、犯罪の制御や防止というより、「摘発」「逮捕」「投獄」が警察の役割となったのである。これは南北戦争後の再建期における南部社会の動揺や不安を利用した「人種隔離体制」の20世紀における再来、すなわち「新しいジム・クロウ」の復活である。いや、もっと狡猾で、残酷な、現代の「人種的カースト制度」である。すなわち「機構的（institutional）」問題であり、国家の問題としてとらえるべきである。

本書の刊行（2010年）によって、「大量収監国家」というアメリカ社会の異常さがあからさまになり、黒人人権擁護団体（全国有色人地位向上協会：NAACP、アメリカ自由人権協会：ACLU[3]）等や人種問題研究者を覚醒させた。以下のグラフに見るように、1980年代以降のアメリカの監獄人口は急激に増大し、2009年にピークに達し、オバマ政権の発足後は漸減している。しかしながら、「センテンシング・プロジェクト」によれば、現在の収監者数（2018年140万人）が半減するのは2085年になるという[4]。

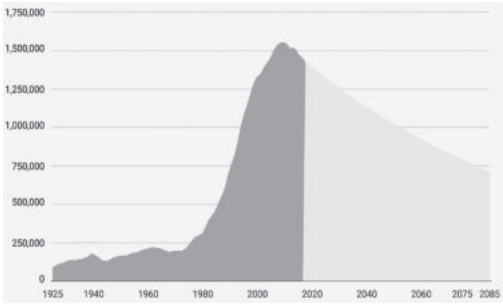

Source of historical figures: Bureau of Justice Statistics (1982) "Prisoners 1925-81"; Bureau of Justice Statistics Corrections Statistical Analysis Tool; Carson, E. A. (2020). Prisoners in 2018. Bureau of Justice Statistics. Available at: https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/p18.pdf

2　本書の構成と各章の議論

目次

10周年版への序文
コーネル・ウェストによるはしがき
序論
導入
1　The Rebirth of Caste　（身分制の復活）
2　The Lockdown（監禁）
3　The Color of Justice（司法における色）
4　The Cruel Hand（残酷な司法の手）
5　The New Jim Crow（新しい人種隔離）
6　The Fire This Time（今回は火だ）

本論に入る前の「10周年版への序文」および「序論」の部分では、「大量収監」が1980年代のレーガン政権による「薬物との戦い」で狼煙をあげられ、その後の政権が、民主・共和を問わず推進、ないしは黙認してきたことが指摘される。公民権運動を推進する人々も何も言わず鈍感だった。2010年の本書の初版刊行の頃には、「大量収監」という言葉さえ、広く認識されていなかった。黒人議員団や法廷闘争で著名なNAACPなどの公民権運動組織も「刑事裁判」を取り組むべき重要課題からは外していた。本書の発刊の後にも警察・司法による暴力、殺人は頻発した。これらの暴力の直接の被害者の声は、政治家や主流にいる司法の専門家には届かなかった。今日の運動の高まりは、彼ら「被害者」自身、不公正な裁判によって犯罪人の汚名を着せられた人々自身、仮釈放や刑期を終えて監獄の門の外に出ているのに「基本的人権」を奪われている人々、その家族、支援者たち自身が、この国家的犯罪に気づき、カラー・ブラインドという薄いベニヤ板の下に隠されていた、構造的白人優越主義[5]について語り始めることによって起こったものだ。本書刊行後、彼ら「被害者」から多くの共感の手紙が届き、このことが自分をこの運動に引き込んだ。以上のように、著者は、本書の2020年再版の意義を、BLMの運動と結び付けている。

「1 身分制度の復活」では、合衆国における黒人支配の歴史を省察し、ある種のパターンがある

と論じられている。すなわち、19 世紀に奴隷制は廃止されたが、新しいより過酷な人種主義を正当化する「人種隔離」という政治的合意がなされ、また、20 世紀には「人種隔離」は法的に廃止されたが、犯罪の取り締まりを大義名分にして、「投獄」という「隔離」を合法化し、人種的ヒエラルキーが維持されている。合衆国憲法はその前文で「すべての人間（men）は平等に創られている」と謳ったが、ジェファソンの頭の中では、アフリカ系の人々は「人間」に含まれていなかった。南北戦争後の憲法の手直し（修正）に対しても、人種をコントロールするための抜け道が用意されていた。例えば修正第 13 条は奴隷労働を禁じたが、同時に犯罪に対する刑罰としての強制労働を許可した。戦後の再建期を経て、「救済（Redemption）」期の南部では、黒人囚人の数が急増し、彼らの労働が売買された。著者によればこの時期、アメリカは、監獄数の急上昇を見ることになる。再建期の改革は帳消しとなり、「黒人取締法（Black Code）」によって解放奴隷たちは犯罪者として強制労働に縛り付けられることになった。20 世紀、歴史は繰り返された。1960 年代は「第二の再建期」と呼ばれ、公民権法、投票法などの改革が進んだ。ところが 1970 年代の政権は「法と秩序」の回復を掲げ、公民権運動を弾圧し、南部ではそのために州兵が動員された。「南部戦略」は白人労働者の怒りを動員、利用した共和党の巻き返しであるとアレクサンダーは述べる。

「第二の再建」も、「第一の再建」と同様に腰を折られた。ただし、19 世紀のようなあからさまな「黒人取締法」は使えない。「法と秩序」はカラー・ブラインドの化粧板の下に隠された、「新しいジム・クロウ」体制構築のための土台作りだった。1970 年代以降の経済の悪化によって、「貧困との戦い」という福祉的政策は立ち行かず、この戦いのコストは白人の肩にのしかかっているという不満が、「犯罪」や「都市暴動」への警察、政府の強い態度を容認させた。1980 年代、経済の衰退、グローバリゼーション、新自由主義によって、大都市の脱工業化、人口減、失業、生活の悪化、コミュニティの破壊が進行した。この中で薬物の蔓延、犯罪の増加が起こったが、アメリカはその対処において、「薬物との戦い」を選択したのである。

レーガン大統領は、1982 年「薬物との戦い」を宣言した。著者によれば、「薬物との戦い」は、現実には「薬物使用者と販売人」への宣戦布告であった。すなわち、「薬物漬けの売春婦」、「薬物ベビー」、「福祉頼りの母親（welfare mother）」、「犯罪常習者」などと呼んできた社会的弱者を没落者とみなし、他者として取り締まるのだという決意の表明だった。これらは「人種」に関してはニュートラルなレトリックであったが、その含意は白人以外の人々であった。麻薬取締局（DEA）は 1973 年にニクソン大統領によって設置されていたが、この予算は 1981 年 8600 万ドルだったが、1991 年には 10 億 2600 万ドルにまで膨れ上がっている。FBI の反ドラッグ関連予算も、1980 年 800 万ドルが 1984 年には 9500 万ドルに、国防省でも、1981 年 3300 万ドルは 1991 年には 10 億 4200 万ドルとなった。1988 年には「薬物乱用法」が改定され薬物犯罪に対しては厳罰で臨むこととなる。持っているだけで最低 5 年の懲役、死刑を適用するケースも出てきた。こうした犯罪に対する強硬姿勢は、保守的な人々から支持を得ただけでなく、民主党、市民権派の人々も黙らせた。1991 年には収監人口は史上最大を記録した。1990 年代に入り、政権は共和党から民主党に移ったが、「薬物との戦い」はクリントン政権も踏襲し、むしろこの政権は薬物犯罪の取り締まりをさらに強化した。1994 年の年頭教書では、悪名高い「三振即アウト法 (three-strikes-and -you're-out law)」に署名する用意があると明言した。クリントン政権の犯罪に対する強硬姿勢は、結果として史上最大収監人口を生み出すことになった。さらに、彼の「ニュー・デモクラット」という経済姿勢は福祉国家の終息を意図したものであり、福祉関係予算は大幅に削られたが、収監人口の増加は監獄建設の増加の必要性を生み出し、住宅建設不足を補ったとも評された。かくして、1990 年代の終わりには、州立監獄の収監人口の 90％を黒人および南米系が占めることに

なった。「新しいジム・クロウ」の誕生であった。

「2 監禁」では、「大量収監」がどのように行われ、機能しているかについて詳細に語られる。「薬物との戦い」では、警察の行動を規制する法律はほとんどなく、その潤沢な資金は湯水のように使われる。警察は軍隊式の戦術、作戦によって(実際にペンタゴンが訓練している)、薬物犯罪の一斉・大量検挙を行う。SWAT チームが薬物犯罪に出動した回数は、1972 年は数百回であったが、1980 年代には年間 3000 回となり、1996 年には年間 3 万回、2001 年までには年間 4 万回に達している。その際、「憲法修正第 4 条[(6)]」は適用されない。

職務尋問、身体検査、家宅捜索や検挙は理由を示さず、令状がなくても、ノックなしで可能であり、交通違反での尋問が、身体検査から麻薬所持による検挙につながる例は数多くある。このような方法は功を奏した。1980 年には収監人口はおよそ 300,000 人だったが 2000 年には 200 万人以上に達し、さらに 2007 年末には、執行猶予や保釈中を含めると、700 万人以上が、鉄格子の向こう側にいることになった。まさに、実態としての「戦争」ということができる。いったん収監された人間が「自由」になるチャンスはほとんどない。被告人は公的な職業には就けず、長期拘留を避けるための司法取引に頼らざるをえず、借金を背負い込むことになる。執行猶予や仮釈放の場合でも警察の監視・管理下に置かれ、釈放されても犯罪歴は一生つきまとう。居住や就職でも差別、拒否される。違法にではなく法に則ってである。さらに、彼らには参政権がない。彼らのほとんどが監獄に戻ってくるという状況だ。しかも近年、薬物犯に対する厳罰化が進んでおり、672 グラムのコカインを売ろうとした罪で、終身刑が課された例(1991 年)がある。世界でも類を見ない厳罰主義である。

「3 司法における色」は、アメリカの司法制度における肌の色の問題に注目する。公的には、司法は人種の問題に関しては中立である。どうすれば、このような法外な数の黒や茶色の男性を投獄しうるのか。この章は、捜索や逮捕という司法行為のはじめの段階から起訴、裁判、判決にいたるすべての過程で、人種的な乖離があることを暴いている。「薬物との戦争」における敵は、薬物ではなく、都市のゲットーやスラムに住む住人である。ゲットーや周辺の学校に対する一斉捜索、検挙、職務質問などの網にかかるのは圧倒的に黒人、南米系が多い。警察による過酷な取り調べは、弁護士不在でも容赦なく進められ、時には暴力や甘言の罠によって罪状を認めてしまう。裁判でも白人だけの陪審員によって、不利な判決が下される。著者は、弁護士としての経験の中から、いくつかの裁判の例を示している[(7)]。

「4 残酷な司法の手」は、監獄を出た後も「罪人」であったというラベル(prison label)が一生つきまとうという、アメリカの司法システムの「もっともむごい仕打ち」について述べる。本章表題の「残酷な手(cruel hand)」は、1853 年フレデリック・ダグラスの演説の中で使われた言葉である。著者は、現代のシステムは 150 年前と同様の、いや、さらに過酷な差別的処遇を元受刑者に押し付けているとする。犯罪者は現代アメリカにおいては、「我々が憎むべき対象にしても良い , ひとつの社会的集団」となっている。犯罪者は現代の「身代わりとなって鞭を打たれる少年(new whipping boys)」である。出獄者に対する差別、排除、採用拒否、公的サービスの拒否、そして投票権のはく奪は、「合法的」に行われている。現在収監者の投票権のはく奪を行っているのは 48 州と DC である。保釈、仮出獄中のはく奪を合法化している州もあり、全国で約 300 万人の人々に投票権がない。その多数が有色の男性である。

かくして、「 5 新しい人種隔離」は完成した。しかしながら、著者が本章で強調するのは、このシステムは 150 年前の「ジム・クロウ」と多くの共通を持ちながら、重大な相違があるということである。第一に、150 年前のジム・クロウはある意味で必要な労働力確保の手段であった。しかしながら、今日の「薬物との戦争」における人種的隔離は、受刑者と元受刑者を「廃棄可能な」、「必要のない」集団に貶める。第二に、今日の「ジム・クロウ」はカラー・ブラインドを装っている。

そのことによって、公民権派は黙認している。「薬物との戦争」で逮捕され、収監され、犯罪者のスティグマを貼られ、社会から締め出されている人々の出自は、貧困者の中の最も下層の人々であり、その多くが有色人である。オバマ前大統領は、大統領候補であった時、父の日の教会での演説で、黒人の家庭の「父親の不在」について語ったが、それは、黒人男性の「責任感のなさ」などの個人的な問題にすり替えられ、社会的問題としては議論されることはなかった。、1990 年代に盛り上がったルイス・ファラカンによる「ネイション・オブ・イスラム」も同様であった。公民権派の弁護士、政治家は、アファーマティブ・アクションや、教育については熱心に取り組む。勝ち目があるからである。しかし、この勝ち目のない問題に関しては、見て見ぬふりをし、犯罪者を他者、敗者とみなす。結果、現代の人権侵害であるこのシステムは、ある意味で、奴隷制や 19 世紀のジム・クロウ以上に危険なものとなっている。。

「6 今回は火だ」は、1962 年のジェームス・ボールドウィンによる、「次は火だ」を想起しつつ、「新しいジム・クロウ」を終わらせるために、現代のわれわれが何をしなければならないかについて語る。このシステムは廃止されなければならない。今日の監獄制度を改革する動きはあるが、現在では、それは監獄の民営化につながっている。民営化してしまうと、監獄企業は営利目的のため、さらに規模を拡大し、「戦争」を大きくする。「コレクションズ・コーポレイションズ・アメリカ」などの民営監獄会社は、あからさまに、事業の発展は監獄人口の増加とシステムの合理化にかかっていると述べている。この戦争で利益を得ている人々がいるのである。「薬物との戦争」を終わらせるのは、一片の大統領命令、法律の改革ではない。著者は最後に以下の 7 項目を提案し、アメリカの市民の覚醒と闘いを求めている。

1）Rethinking Denial.　市民権派は収監者の訴えにもっと耳を傾けよ。

2）Tinkering is for Mechanics.　手直しではない、司法システムの改革を。

3）Let's talk about Race. 人種と正面から向き合うこと。

4）Against colorblindness. 人種隔離のための制度であることに盲目であってはならない。

5）The racial bribe.　アファーマティブ・アクション等のうわべの多様性政策はこの際返上しよう。

6）Obama—The promise and peril.　黒人大統領も体制維持に貢献している。

7）All of us or none. ゼロサムの思考はやめよう。M. L. キングが死の直前に追求した「貧者の行進」のような大団結が必要だ。

3　考察

以上、見てきたように、本書は、今やだれの目にも明らかになった「監獄国家」アメリカの起源を、レーガン政権が提唱した「薬物との戦い」に求め、1980 年代から今日に至るまで、この政策と司法体制によってアメリカ社会がゆがめられ、傷つき、民主主義や基本的人権が侵されていることを徹底的に論じている。「薬物との戦い」がカラー・ブラインドの建前で遂行され、「新しい人種隔離」を生み出している。これと戦うためには市民権活動家はもっとカラーコンシャスな目を持たなければならないと指摘した。

著者は、長年、ACLU に所属し、市民権派の弁護士として働いてきた。本書は、監獄国家アメリカの歴史を論じた学術書ではない [(8)]。しかしながら、実践の中で練られた議論・主張は論理的であり、説得的である。アメリカの社会と政治の「多様性」という看板の下の、厳しい人種差別の実態を暴き出した本書の功績は大きい。むしろ挑発的な主張の心髄には、アメリカ民主主義の危機的状況を提示しながらも、今日の新しい BLM の運動に共感し、これに希望を託す、彼女の真摯なアメリカの良心への信頼が貫かれている。

本書の発刊は、バラク・オバマという黒人大統領の誕生の後である。アメリカ国民のみならず全世界が、民主主義の歩みにおけるアメリカの大きな跳躍に沸き、祝福していた時に、彼女は、アメリカ国民の中の最も貧困で傷つきやすい人々に光を当て、そのことによって、アメリカの取り組むべき、さらなる課題に気づかせた [(9)]。評者を含む現代アメリカ史の学徒にとっては必読の書であ

る。

註

(1) この書評は2020年版(Tenth Anniversary Edition)を対象にしている。

(2) Elizabeth Hinton, “George Floyd’s Death Is a Failure of Generations of Leadership,” The New York Times, June 2, 2020.

(3) 著者はACLU（アメリカ自由人権協会）に1998年から2005年まで所属。

(4)https://www.sentencingproject.org/publications/u-s-prison-decline-insufficient-undo-mass-incarceration/（2021年8月閲覧）

(5) 著者は “structural racism” (p. 228) という語で表現している。

(6) 修正第4条：不当な捜索または押収に対して、自己の身体、住居、書類および所有物の安全を確保するという国民の権利は侵してはならない。また、令状は、宣誓または積極的証言によって裏付けられた妥当な理由に基づく場合にのみ発せられるべきであって、捜査する場所と逮捕すべき人間と押収すべき物件が明記されていなければならない。（筆者による訳）

(7) 例えば、United States v. Edward Clary、United States v. Armstrong、Purkett v Elmなど。参照、本書137-154頁。

(8) 歴史学的に論証した書としては、冒頭に引用したエリザベス・ヒントンによる *From the War on Poverty to the War on Crime: The Making of Mass Incarceration in America* がある。

(9) コーネル・ウェストによる本書Forward（p. xlvii-xlix）から。

（安井倫子）